

# フォークリフトによる 災害を防止しましょう！



フォークリフトは、荷を積載するフォークとこれを上下させるマストを備え、前輪駆動、後輪操舵方式の荷役機械で、荷役作業を効率的に行えるため、倉庫など荷を取り扱う作業では欠かせないものです。しかし、荷を載せた状態での前進走行の場合は前方が見えにくく、後進走行の場合でも振り返った状態で操作するため視界が狭くなる、旋回半径が小さいため急にハンドルを切ると安定性を欠くなどの特性があることから、労働災害のリスクが高く、また、災害が発生した場合の負傷の程度も大きく、死亡に至るものも少なくありません。

フォークリフトは、運転者が直に操作する機械であるため、機械のみで安全を確保することは困難であり、作業ルールを定め、これに従って作業を行うことや運転者には一定の技能を有する者を充てることなど作業管理面からの対策も重要となります。

## フォークリフトによる作業の主な労働安全衛生法令のルール

- 1 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務は「技能講習」を修了するなど必要な資格を有する者を就かせること（最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務に就く労働者には「特別教育」を実施すること、資格証は要携帯）
- 2 作業場所の広さ、フォークリフトの能力、荷の種類などに応じて、運行経路、作業方法を示した「作業計画」を作成し、同計画により作業を行わせること（裏面参照）
- 3 複数人で作業する場合は「作業指揮者」を定め、作業計画に基づき、作業の指揮を行わせること
- 4 最高速度が毎時10キロメートルを超える場合は、作業場所に応じた適正な制限速度を定めること
- 5 走行・作業範囲内への立入を禁止すること（誘導者を配置する場合を除く）
- 6 運転席から離れる際はエンジンを停止させ、フォークを最低降下位置に置くこと
- 7 荷のつり上げ、労働者の昇降など主たる用途以外に使用しないこと
- 8 パレット等は荷の重量に応じた十分な強度を有し、著しい損傷などがないものを使用すること
- 9 作業開始前の点検、月に1回の定期自主検査、年に1回の検査業者などによる定期自主検査を実施するとともに、異常を認めた場合は直ちに補修など必要な措置を講じること

以上のような措置を確実に講じるとともに、運転者・周辺で作業を行う者にヘルメットや視認性のよい服装を着用させる、フォークリフトにはブザーやパトライトを設ける、運転中は運転席から身を乗り出さないなどの対策も必要です。



労働災害防止に関するお問い合わせ先

佐賀労働基準監督署 安全衛生課 ☎ 0952-38-5411



# 佐賀労働基準監督署管内で発生したフォークリフトによる休業4日以上の労働災害発生状況

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (9月末時点)
件数	21	20 (うち死亡1)	16	14	15 (うち死亡1)	12

災害発生原因の多くは、接触防止措置が講じられていないことが原因です。

## 佐賀労働基準監督署管内で発生したフォークリフトによる死亡労働災害の概要

発生年	業種	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
令和2年	貨物取扱業	男	60歳代	激突	フォークリフト	リーチ式フォークリフトで後進中、フォークを上げた状態であったため、マスト部分が上部の構造物に接触し、反動で運転台から進行方向に転落した。
令和5年	製造業	男	60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、歩行中に方向転換し後退してきたフォークリフトにひかれた。

## 作業計画

別紙(裏面)

### フォークリフト作業計画

(労働安全衛生規則第151条の3に基づく)

社内審査 承認印	事業主	安全管理者等	作業指揮者	フォークリフト 運転者
-------------	-----	--------	-------	----------------

- 作成年月日 令和 年 月 日 2.計画作成者
- 3.作業名
- 4.作業の具体的内容  
(荷の運搬工程等を記入する)
- 5.実施期間 令和 年 月 日( 曜)~令和 年 月 日( 曜) 6.作業人数 名
- 7.作業時間
- 8.荷
 

品名	荷姿	形状	個数	1個の重量
- 9.荷の状況 イはい種 ロバラ種 ハその他( ) 移動させる距離 ( )m
- 10.作業指揮者 氏名 職制上の地位 当該作業の経験年数 フォークリフトの知識  
(安衛規則151条の4) 年 有・無
- 11.フォークリフト運転者 氏名 技能講習修了番号 資格取得年月日 当該作業の経験年数
- 12.フォークリフトの種類・能力・点検状況
 

車両番号	能力 (最大荷重)	作業開始前 点検状況	月例検査実施状況 (安衛規則第151条の22)	特定百主検査実施 日 (安衛規則第151条の21)
		良・否	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		良・否	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		良・否	令和 年 月 日	令和 年 月 日
- 13.パレット等の荷の点検状況
 

荷の重量に応じた十分な強度	割れ・ひび・変形の有無	釘等突起物の有無
良・否	良・否	良・否
- 14.作業場所状況
 

作業場所の広さ	イ十分に広い	ロ広い	ハやや狭い	ニ非常に狭い
路面状況	イ.舗装 ロ.砂利敷 ハ.土間	場所区分	イ.廊下のみ ロ.廊下のみ ハ.廊下外	
坂道等傾斜	有・無	作業床面段差等	有・無	
走行路幅員狭小箇所	有・無	高さ制限箇所	有・無	
路肩危険箇所	有・無	一旦停止の必要箇所	有・無	
障害物	有・無	明るさ	イ.明るい ロ.少し暗い ハ.暗い	
- 15.制限速度  
(安衛規則151条の5) 当該作業に係る場所の地形・地盤の状況等に  
応じた適正な制限速度 ( )km/時 有・無
- 16.誘導者 配置の有無 氏名 合図の定め 退避場所  
有・無 有・無 有・無

別紙(裏面)

### 17.フォークリフト作業図

- ①フォークリフトの運行経路を图示すること
- ②周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③各種標識一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること

18.作業開始前・作業中の留意事項と確認(この欄はフォークリフト運転者が記入)

留意事項	確認欄
①保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	
②シートベルトを着用する	
③フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	
④作業開始前点検を確認を行う	
⑤作業場で定められた制限速度以内で走行する	
⑥他の作業者に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	
⑦走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する	
⑧フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	
⑨許容荷重を超えた荷を積載しない	
⑩急発進・急停車・急旋回をしない	
⑪運転席を離れるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車する。鍵を必ず抜くこと。	
⑫駐車ブレーキを確実にかけ、輪止めをする	
⑬運転中は乗車席以外に人を乗せてはならない	
⑭フォークの上に人を載せて昇降機として使用してはならない	
⑮フォークの先端をてこ代わりに使用したり、他の車両を押したりしてはならない	

19.関係労働者への周知

サイン欄	周知を行った日: 令和 年 月 日
------	-------------------

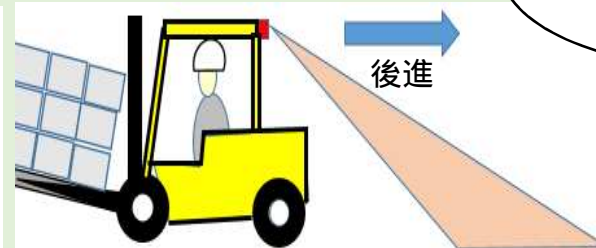
## ○接触防止措置の例

チェーンポールの設置



フォークリフトの作業範囲と人の通路との間に設置する。

衝突回避支援システムの取付



車体に取り付けたセンサーが人や物体を検知して運転者に警報を発する(他の対策と併用)。

しっかり対策を講じましょう!



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」